

第1号様式

神奈川県知事 殿

年 月 日

高校生等奨学給付金受給申請書

※両面印刷をしてください。
※まず、裏面から記入してください

【1】申請者について

裏面【14】誓約・委任の内容について下記氏名欄への記入をもって誓約・委任します。

Table with columns for guardian information (住所, ふりがな, 氏名), relationship (高校生等との関係), and contact information (日中連絡が取れる電話番号).

【2】申請区分 次のいずれかに✓

Checkboxes for application categories: ①生活保護受給世帯, ②住民税非課税世帯, ③家計急変世帯.

生活保護受給世帯であるにもかかわらず、②の世帯区分で申請した場合、奨学給付金を返還していただきます。

【3】令和8年度 県民税・市町村民税 所得割額 確認 ※生活保護は記入不要 ※家計急変でⅠ～Ⅲに該当しない場合は金額までを記入

Table for income tax details including 所得割合計額の該当金額, 所得割額合計額, and 申請者/申請者以外の保護者等の所得割額.

【4】高校生等の状況

Form for student status including 氏名, 生年月日, 在学する学校 (明德学園 相洋高等学校), 課程 (全日制, 定時制, 通信制), and 在留資格.

【5】高校生等の国籍 ※①～⑧のいずれかに✓

Checkboxes for citizenship options: ①日本国籍, ②特別永住者, ③永住者, ④日本人の配偶者等, ⑤永住者の配偶者等, ⑥定住者のうち将来永住する意思がある, ⑦家族滞在のうち日本国小学校/中学校卒業後定着する意思がある, ⑧上記以外.

④～⑧に✓した方はコチラも記入

Field for 在留期間の満了日 (西暦) 年 月 日

⑥、⑦において意思がない場合は、⑧になります。
⑧で令和8年度の新入生で在留資格が「留学」の場合は、本給付金は対象外となります。

【6】国籍証明書類 ※下記いずれか一つに✓

Checkboxes for document types: 令和8年度就学支援金(新制度)又は学び直し支援(新制度)の支給決定通知書, 令和8年度高校生等・新修学支援又は学び直し支援(旧制度)の支給決定通知書, 住民票(写し), 在留カード(コピーしたもの), 特別永住者証明書(コピーしたもの).

就学支援金、学び直し支援金、高校生等・新修学支援金の支給決定通知書があれば、代用することができます。

【7】上記【5】において、⑦の家族滞在に✓した方は記入

Checkboxes for family stay status: 日本国の小学校の卒業証書又は卒業証明書, 日本国の中学校の卒業証書又は卒業証明書.

家族滞在の方で、日本の小学校及び中学校のうち、一つでも卒業していない場合は【5】は⑧の扱いとなりますが、令和8年度の新入生で在留資格が「留学」の場合は、本給付金は対象外となります。

【8】振込先口座

Form for bank transfer details including 金融機関名, 金融機関コード, 本店・支店, 支店コード, 口座番号, 口座名義人.

【裏面があります⇒】

<県使用欄>

Summary table for prefecture use including JP/N/J, 全日・定時/通信, 新制度/旧制度, 金額 (152,000円, 52,100円, 50,670円, 17,370円, 38,000円, 13,030円), 生保 (52,600円), 未済 (あり/なし), 不支給.

家急変(事由:) × 月 ÷ 12ヶ月 =

未済額 (円) 学校振込額 (円) 個人振込額 (円)

【9】生活保護(生業扶助)を受給しているかの確認 ※該当しない場合は次へ

申請する年度の7月1日時点において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条に定める生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることを確認したので、福祉事務所が7月1日以降に発行した生活保護受給証明書を提出します。この申請における非課税世帯ではありません。

【10】上記【9】に該当しないので①～⑥のうち該当するいずれかの者の令和8年度(非)課税証明書を提出します ※生活保護受給世帯は不要

- ① **親権者(両親)2名分**
・高校生等が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合。共同親権もこれに含まれます。
※一方が単身赴任の場合であっても、2名分提出してください(海外赴任等日本で住民登録がないことで課税証明書等を取付できない場合は、支給対象になりません)
- ② **親権者1名分(親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。)**
・離婚、死別等により親権者が1名の場合
・親権者は2名いるが、DVや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、一方の親権者の課税証明書等を提出できない場合 など
- ③ **未成年後見人**
・当該生徒が主として他の者(父母以外)の収入により生計を維持されている場合
※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く
- ④ **高校生等の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という。)(両親等)2名**
・高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで主たる生計維持者に変更がない場合(入学時点で成人も含む)
- ⑤ **主たる生計維持者1名分**
・高校生等が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合(例:祖父母、おじ、おば)
・入学時点で高校生等が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合
・高校生等が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合
・高校生等が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 など
- ⑥ **高校生等本人**
・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 など
(親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長は除く)

【1年生のみ 学費補助金申請で証明書を添付した方】保護者全員の(非)課税証明書(写)の使用について同意します。
(上記①～⑥にチェックしてください。既に提出いただいている書類を学校で添付します。)

【11】申請区分について

<input type="checkbox"/>	下表の3項目中、どの申請区分で申請するかを確認しました。
生活保護	【9】に✓した場合は、生活保護区分で申請をしてください。
非課税～年収490万円相当	保護者等全員令和8年度(非)課税証明書の都道府県民税所得割額、市町村民税所得割額(減免後)の合計額が次の3つのうちのいずれか。 Ⅰ:0円(非課税)(年収270万円未満相当) Ⅱ:100～105,499円(年収270～380万円相当) Ⅲ:105,500～182,499円(年収380～490万円相当)
家計急変	・上記Ⅰ～Ⅲに該当しない方で、令和8年末までに起きた家計急変事由より、令和8年の世帯年収がⅠ～Ⅲに該当するに至った。 ・上記Ⅱ～Ⅲに該当する方で、令和8年末までに起きた家計急変事由により、令和8年の世帯年収がⅠ～Ⅱに該当するに至った。

【12】この申請における対象となる生徒の国籍等の確認書類等について

下表から、この申請における対象の高校生等の国籍及び在留資格ごとにおける、必要書類と生徒の意思について確認しました。
※ただし就学支援金、高校生等・新修学支援金、学び直し支援金の支給決定通知書で代用することも可です。

国籍、在留資格	必要書類	記載事項、要件など	生徒の意思
・日本国籍	・住民票の写し	市役所などで取得した原本であること	
・特別永住者	・特別永住者証明書の写し ・住民票の写し のいずれか一つ	・特別永住者証明書をコピーしたもの ・住民票の写しは市役所などで取得した原本で、国籍・在留資格等の記載があるもの	
・永住者 ・日本人の配偶者 ・永住者の配偶者 ・定住者 ・留学(新入生除く) ・特定活動など	・在留カードの写し ・住民票の写し のいずれか一つ	・在留カードはコピーしたもの ・住民票の写しは市役所などで取得した原本で、国籍・在留資格・在留期間等※の記載があるもの ※永住者については、住民票の写しに在留期間の記載は不要です。	・定住者は、将来永住する意思がある者が対象です。
・家族滞在	・在留カードの写し ・住民票の写し のいずれか一つ さらに、 日本の小学校、中学校の ・卒業証書の写し ・卒業証明書の原本 のいずれか一つ	・在留カードはコピーしたもの ・住民票の写しは市役所などで取得した原本で、国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの 小学校、中学校とは、以下も含まれます ・特別支援学校(小・中) ・義務教育学校の前後期及び中等教育学校の前期課程	・高等学校等を卒業後、日本で就労※して在留する意思がある者が対象です。 ※卒業後、大学等進学後に就労する場合を含みます

【13】誓約・委任について 次の内容を読んで理解した上で表面の記入をしてください。

誓約内容

申請者(及び申請者以外の保護者等)は、次のとおり誓約します。

- ・私がこの申請書に記載した内容は事実と相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載をして支給を受けた場合は、知事の求めに従いその全額を即時返還します。
- ・(非課税世帯のみ)7月1日時点で生活保護(生業扶助(高等学校等就学費))を受けていないことを誓約します。
- ・私は、神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ・この申請における対象となる高校生等は、過去に公私立問わず高等学校等を卒業したことはありません。
- ・この申請における対象となる高校生等は、7月1日時点で休学していません(休学していても11月30日までに復学している)。
- ・この申請の対象となる高校生等は、7月1日現在※、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(令和5年5月10日こ支家第47号)」による措置費等の支弁対象となる生徒ではなく、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。)の支弁を受けていません。 ※家計急変申請は事由発生日の属する翌月の初日

委任内容 ※未済がある場合

申請者(及び申請者以外の保護者等)は、次のとおり委任します。

- ・授業料以外の教育費に関して学校へ納付する納付金等に未済があるので、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てるために、学校長が高校生等奨学給付金を代理受領することについて委任します。